

b. 等時間日影

計画建築物(A案・B案)による地上面(高さ 0 m)の等時間日影図は図5.3.2-4～6に、日影の影響の程度は表5.3.2-3に示すとおりである。各予測の対象日において、計画建築物により 1 時間以上の日影が生じる範囲は、A案・B案ともに商業地域内に収まると予測される。

日照障害の影響に特に配慮すべき施設について、計画建築物により 1 時間以上の日影が生じる可能性がある施設は、A案は存在しないが、B案は1施設（地点b1：愛和えるむ保育園）が 1 時間以上 2 時間未満の範囲に存在する。

【冬至日】

A案において、計画建築物により 1 時間以上の日影が生じる範囲は、事業区域の北北西方向約460m、北方向約370m、北東方向約460mにかけての約19.8haの範囲と予測する。

B案において、計画建築物により 1 時間以上の日影が生じる範囲は、事業区域の北北西方向約450m、北方向約370m、北東方向約560mにかけての約21.7haの範囲と予測する。

【夏至日】

A案において、計画建築物により 1 時間以上の日影が生じる範囲は、事業区域の西北西方向約140m、北方向約60m、東方向約140mにかけての約3.8haの範囲と予測する。

B案において、計画建築物により 1 時間以上の日影が生じる範囲は、事業区域の西北西方向約100m、北方向約50m、東方向約110mにかけての約3.1haの範囲と予測する。

【春秋分日】

A案において、計画建築物により 1 時間以上の日影が生じる範囲は、事業区域の北西方向約270m、北方向約210m、北東方向約290mにかけての約10.4haの範囲と予測する。

B案において、計画建築物により 1 時間以上の日影が生じる範囲は、事業区域の北西方向約220m、北方向約160m、北東方向約220mにかけての約8.4haの範囲と予測する。

表5.3.2-3 計画建築物による日影の影響範囲

予測の対象日	影響を及ぼす時間	影響を及ぼす範囲	
		計画建築物A案	計画建築物B案
冬至日	1 時間以上	約19.8ha	約21.7ha
	2 時間以上	約 7.5ha	約10.7ha
	3 時間以上	約 4.9ha	約 5.3ha
	4 時間以上	約 3.5ha	約 3.6ha
	5 時間以上	約 2.5ha	約 2.5ha
	6 時間	約 2.4ha	約 2.4ha
夏至日	1 時間以上	約 3.8ha	約 3.1ha
	2 時間以上	約 1.7ha	約 1.8ha
	3 時間以上	約 0.4ha	約 0.3ha
	4 時間以上	約 0.3ha	約 0.2ha
	5 時間以上	約 0.1ha	約 0.1ha
	6 時間	約 0.1ha	約 0.1ha
春秋分日	1 時間以上	約10.4ha	約 8.4ha
	2 時間以上	約 3.6ha	約 4.1ha
	3 時間以上	約 2.1ha	約 2.4ha
	4 時間以上	約 1.4ha	約 1.6ha
	5 時間以上	約 1.0ha	約 1.1ha
	6 時間	約 1.0ha	約 1.0ha

注) 影響を及ぼす範囲は、CAD求積による概算である。

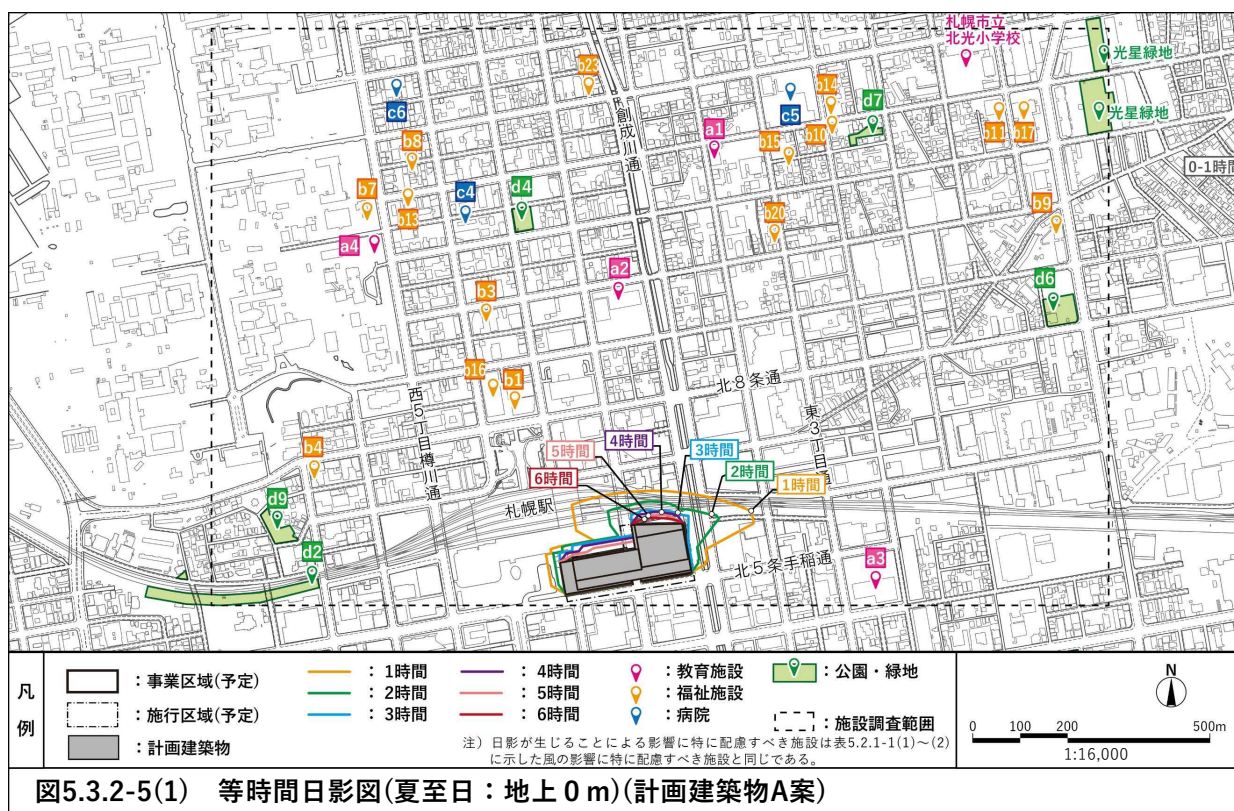


図5.3.2-5(1) 等時間日影図(夏至日：地上0 m)(計画建築物A案)

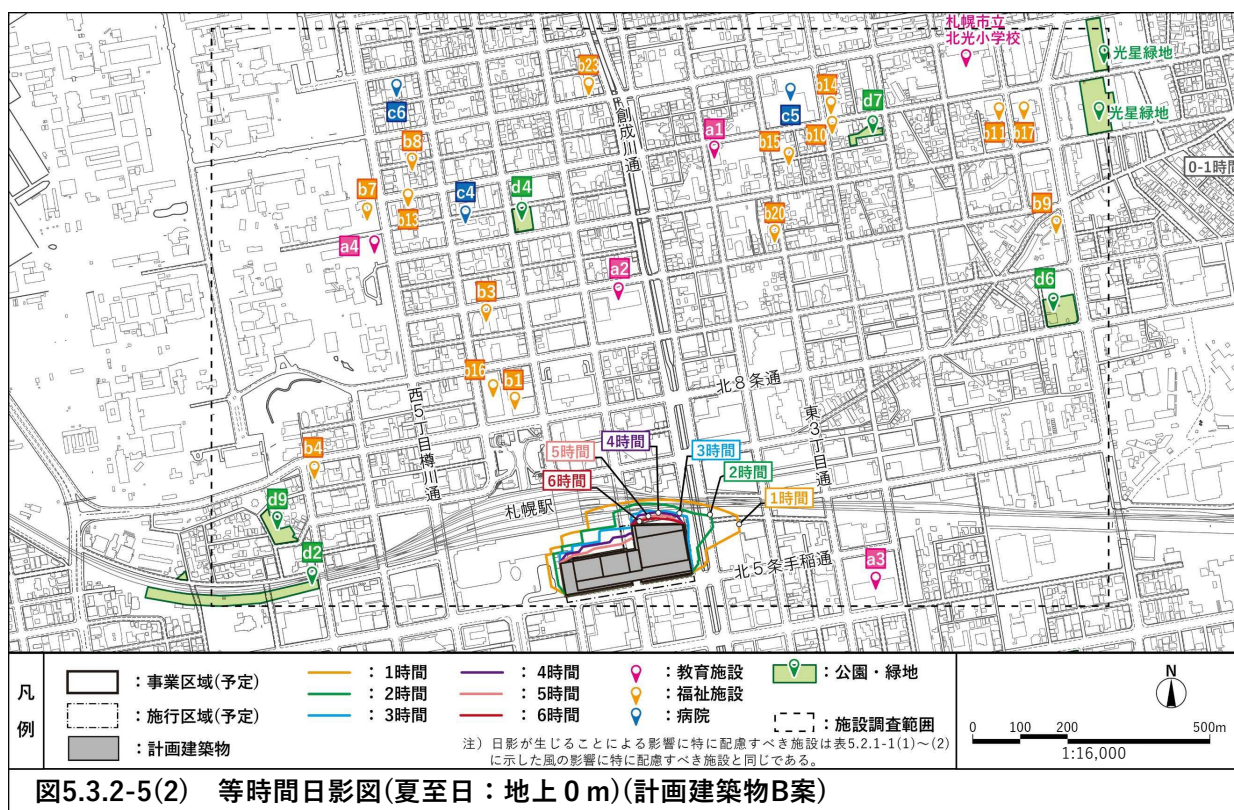


図5.3.2-5(2) 等時間日影図(夏至日：地上0 m)(計画建築物B案)

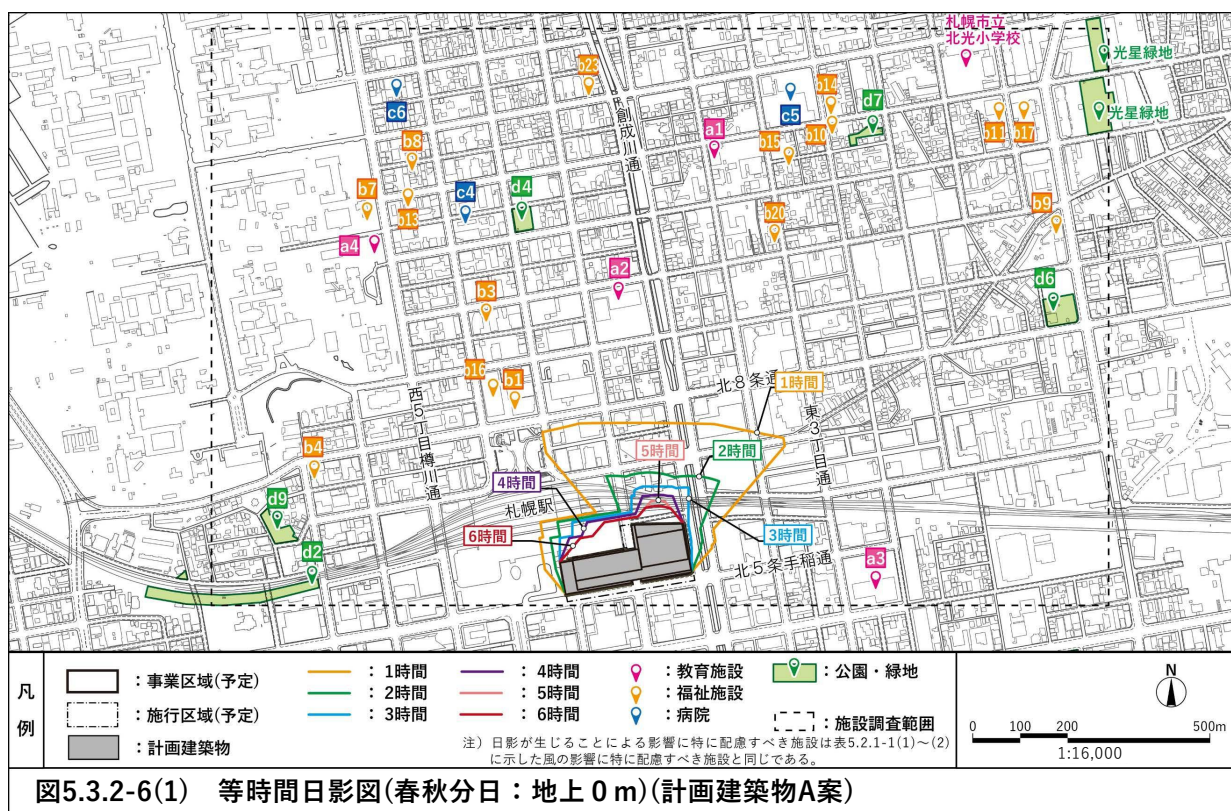


図5.3.2-6(1) 等時間日影図(春秋分日：地上0 m)(計画建築物A案)

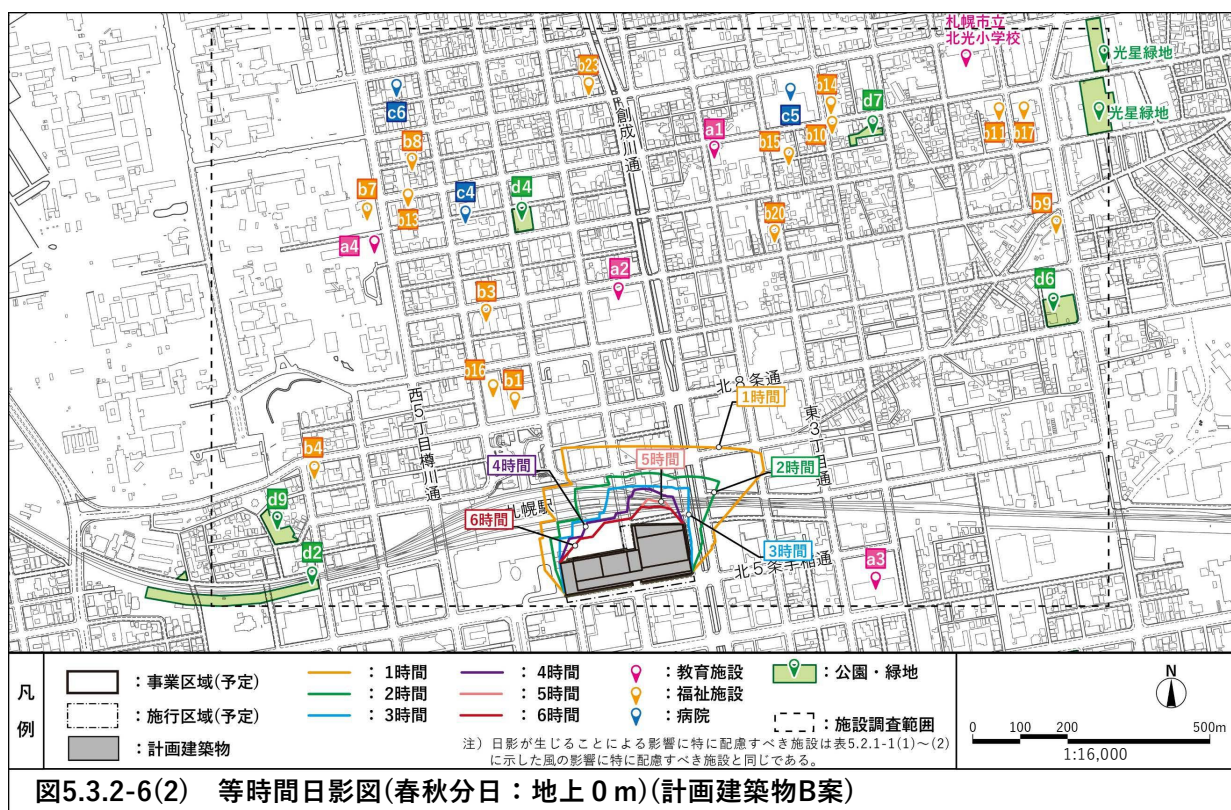


図5.3.2-6(2) 等時間日影図(春秋分日：地上0 m)(計画建築物B案)

c. 日影規制との比較

計画建築物による冬至日における日影規制の測定面(地上+4m)の等時間日影図は、図5.3.2-7(1)～(2)に示すとおりである。

事業区域から約400m以遠に日影規制の規制対象区域(図5.3.1-2参照)が存在するが、日影規制区域に対して、計画建築物による1時間以上の日影は生じないと予測され、A案・B案ともに日影規制を満足する計画であると予測する。

5.3.3 環境保全のための措置

複数案を計画する中で、計画建築物による日照障害の影響を低減するために、表5.3.3-1に示す環境保全のための措置を検討し、計画に反映した。

また、配慮書の予測結果を踏まえ、方法書以降において、表5.3.3-1に示す環境保全のための措置の検討を行い、計画建築物による日照障害の影響低減に配慮する。

表5.3.3-1 環境保全のための措置(日照障害)

項 目	環境保全のための措置
複数案を計画する中で 反映した内容	・北5条手稲通沿いの圧迫感などにも配慮する一方、事業区域北側への計画建築物による日影の影響低減を図るために、西1街区の高層部は事業区域の中央部に配置する計画とすることにより、日影の影響低減に配慮した。
配慮書の予測結果を踏まえ 方法書以降で検討する内容	・今後、具体化する計画建築物において、日影による影響に配慮した形状になるように検討する。

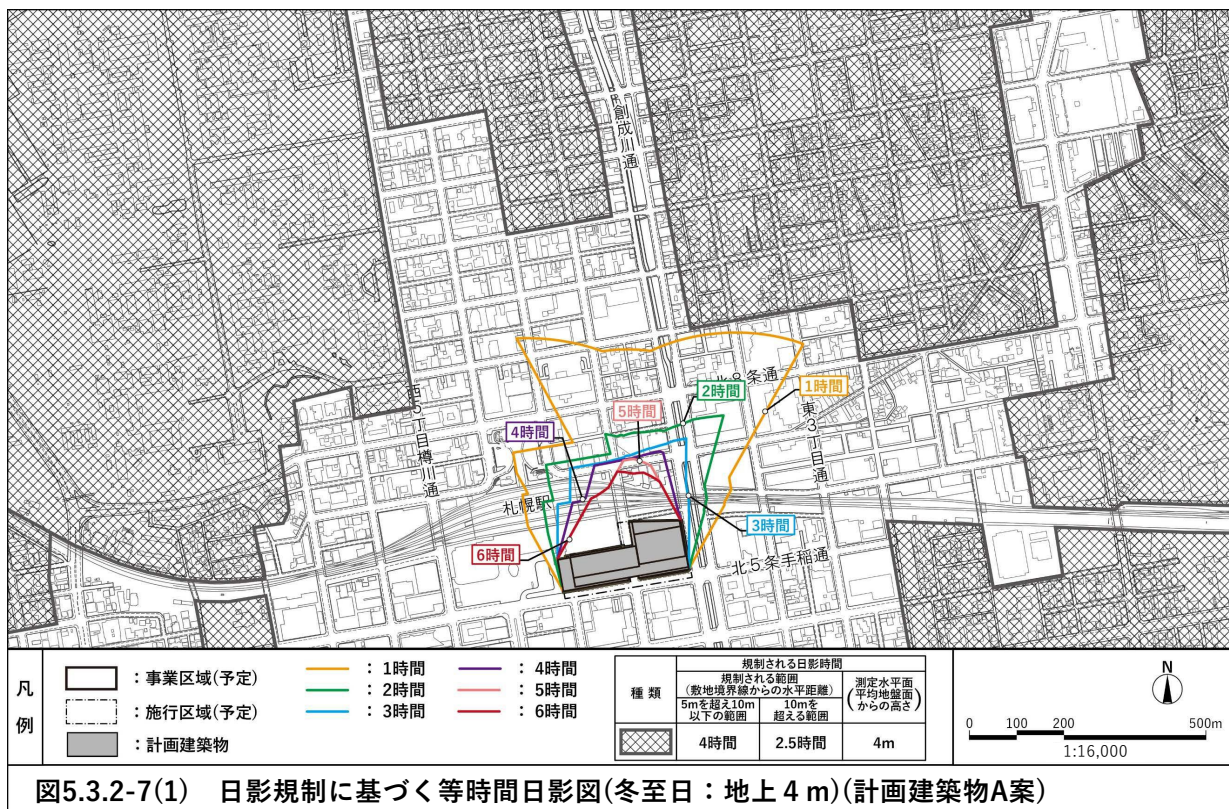


図5.3.2-7(1) 日影規制に基づく等時間日影図(冬至日：地上4 m)(計画建築物A案)

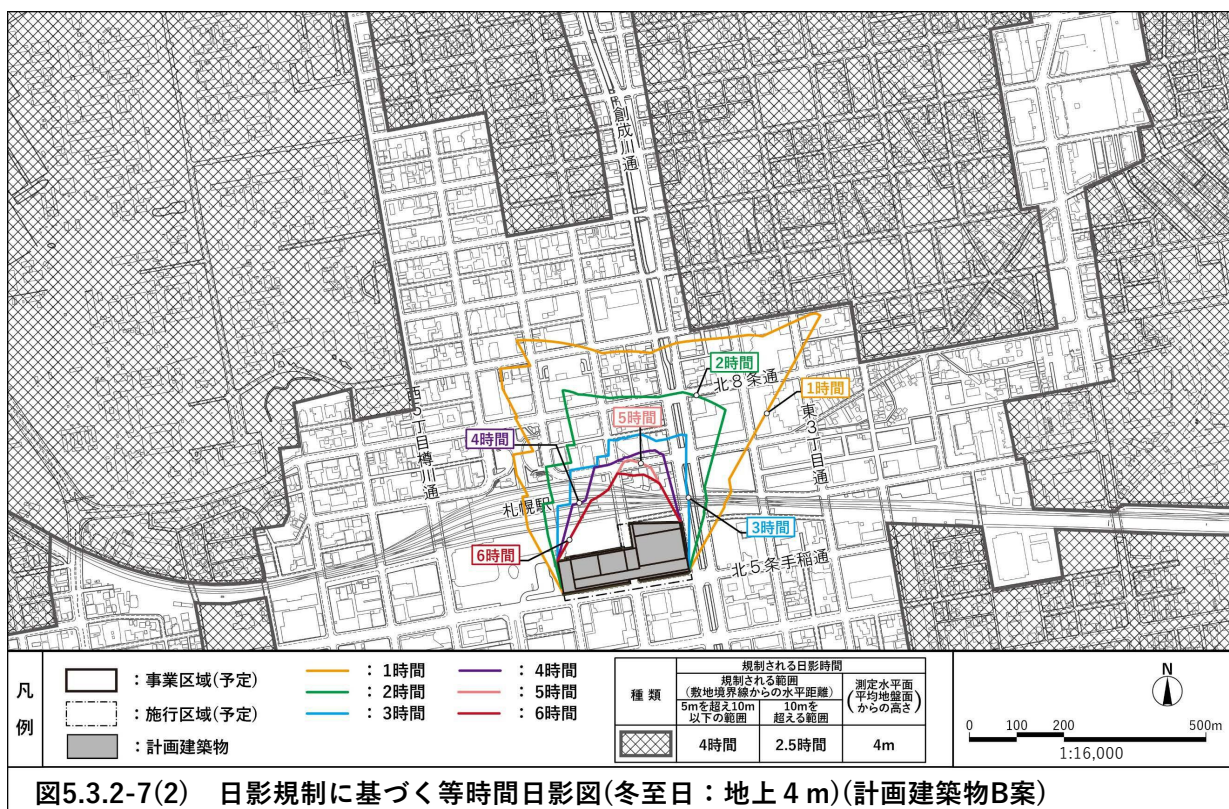


図5.3.2-7(2) 日影規制に基づく等時間日影図(冬至日：地上4 m)(計画建築物B案)

5.3.4 評 価

(1) 評価方法

建築基準法に基づく日影の規制との比較及び複数案の環境影響の程度を比較し、実行可能な範囲内で、できる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを評価する方法とした。

(2) 評価結果

計画建築物の存在に伴う日照障害の影響の程度は、表5.3.4-1に示すとおりである。

表5.3.4-1 計画建築物の存在に伴う日照障害の影響の程度

評価項目	種別	計画建築物A案	計画建築物B案
計画建築物の存在に伴う日照障害	規制基準等との整合	・計画建築物による日影時間は、日影規制区域に対して、日影規制を満足する。	
	影響の程度	・1時間以上の日影が生じる範囲の用途地域：商業地域	
		・日影が生じる範囲内における 配慮すべき施設の数 冬至日：13施設 夏至日：0施設 春秋分日：1施設	・日影が生じる範囲内における 配慮すべき施設の数 冬至日：7施設 夏至日：0施設 春秋分日：0施設

計画建築物により1時間以上の日影が生じる範囲は、A案・B案ともに商業地域内に収まり、建築基準法に基づく日影規制を満足する計画であると評価する。

また、計画建築物により日影が生じる範囲内において、配慮すべき施設が存在する(A案：0～13施設、B案：0～7施設)が、A案においては計画建築物による影響はすべての施設で1時間未満であり、B案においては6施設で1時間未満、1施設で1～2時間未満であり、著しい影響を及ぼすことはないと評価する。

この他、「5.3.3 環境保全のための措置」に示した“配慮書の予測結果を踏まえ、方法書以降で検討する内容”に留意し、事業計画の具体化を進めることにより、影響を低減できると評価する。

なお、方法書以降の環境影響評価手続きにおいては、配慮書で計画段階配慮事項として選定した環境要素以外の環境要素も含め、環境影響が生じる可能性のある項目を環境影響評価項目として選定した上で、詳細な現況調査を実施し、今後、具体化する事業計画に基づく詳細な予測及び評価、並びに必要な応じた環境保全のための措置の検討を行い、事業に伴う影響の低減を図る。